

「都市農村交流アドバイザー人材バンク」設置要領

(趣旨)

第1条 関西広域連合広域産業振興局農林水産部（以下、「農林水産部」という。）は地域からの要請に応じ、アドバイザーを派遣することを目的とし、都市農村交流に関する知見を有する人材を登録する「都市農村交流アドバイザー人材バンク」（以下、「人材バンク」という。）を構築するため、必要な事項を定める。

(設置・公開)

第2条 前条の目的を達成するため、農林水産部内に人材バンクを設置し、農林水産部ホームページにて公開する。

(就任・登録)

第3条 人材バンクに登録するアドバイザーへの就任にあたっては、次に掲げる分野の専門知識・技術を有するものに対し、アドバイザーを選定する構成府県市が本人に了承を得たうえで、都市農村交流アドバイザー推薦書（別記様式1号）により農林水産部に推薦する。

- (1) 地域の合意形成に関する分野
- (2) 地域の資源を活用した商品開発に関する分野
- (3) 観光交流に関する分野

2 農林水産部は、構成府県市からの推薦のあったものを、アドバイザーとして人材バンクに登録する。

(登録情報)

第4条 人材バンクに登録する情報は、登録対象者の氏名、所属、顔写真、住所、年齢、電話番号、経歴及び保有する資格、専門分野、業務実績及び派遣料金等（以下、登録情報という。）とする。

なお、農林水産部ホームページでは、氏名、所属、顔写真、専門分野及び業務実績等を公開する。

(業務)

第5条 アドバイザーの業務は第3条に掲げる分野ごとに次のとおりとする。

- (1) 地域の合意形成に関する分野のアドバイザーは、住民を対象としたワークショップ等を実施することにより、地域の魅力や課題等の把握を促し、取組方向の明確化と住民の合意形成に向けた支援を行う。

- (2) 地域の資源を活用した商品開発に関する分野のアドバイザーは、地域で生産される農林水産物等を活用し、特産品等の商品開発を支援する。
- (3) 観光交流に関する分野のアドバイザーは、観光ツールを活用した都市部からの誘客や情報発信等を支援する。

(アドバイザーの派遣)

第6条 アドバイザーの派遣を希望する府県、市町村及び団体等（以下、「派遣要請主体」という。）は、市町村等が所在する構成府縣市（以下、「要請側府縣市」という。）を通じ、農林水産部へ都市農村交流アドバイザー派遣要請書（別記様式2号）を提出する。

- 2 派遣の要請を受けた農林水産部は、アドバイザーへ派遣を要請するとともに、アドバイザーの所属する構成府縣市（以下、「派遣側府縣市」という。）に情報共有する。
- 3 派遣の要請を受けたアドバイザーは、派遣要請主体と派遣内容（活動内容、費用等）について調整のうえ、派遣の可否を農林水産部へ通知する。この際、派遣が可能である場合は、都市農村交流アドバイザー研修計画書（別記様式3号）を添付するものとする。
- 4 派遣の可否の通知を受けた農林水産部は、要請側府縣市を通じ、派遣要請主体へ派遣の可否及び前項の研修計画書を通知するとともに、派遣側府縣市に情報共有する。

(謝金)

第7条 アドバイザーが職務に従事したときの謝金及び役務を提供するために行う旅行等の費用のうち、次の各号に掲げるものについては、関西広域連合が負担するものとする。

- (1) 研修会等の講師謝金
- (2) 出張旅費

- 2 前項の規定により関西広域連合が負担する費用の算定にあたっては、関西広域連合職員の旅費に関する条例（平成22年12月4日付け関西広域連合条例第11号）、関西広域連合職員の旅費に関する条例施行規則（平成22年12月4日付け関西広域連合条例第12号）、会計事務取扱要領（令和2年3月18日制定）及び謝金支払い基準（平成28年4月20日付け本部事務局）等による。
- 3 アドバイザーは職務従事後、関係要領等に基づく所定の書類について、農林水産部へ提出するものとする。

(報告)

第8条 派遣要請主体は、アドバイザーが職務に従事した結果を、実施後すみやかに要請側府県市を通じ、農林水産部へ都市農村交流アドバイザー実績報告書（別記様式第4号）により報告するものとする。

2 アドバイザーは、職務従事後すみやかに都市農村交流アドバイザー研修実績書（別記様式3号）を作成し、派遣側府県市を通じ、農林水産部へ提出するものとする。

3 前項の研修実績書の提出を受けた農林水産部は、これを派遣側府県市に情報共有するものとする。

(変更及び解任)

第9条 アドバイザーは、登録情報を変更する場合は、推薦府県市を通じ、農林水産部へ都市農村交流アドバイザー登録事項の変更（別記様式5号）により連絡するものとする。

2 アドバイザーの変更及び解任については、推薦府県市と農林水産部が協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、当該事業の実施につき必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する

附 則

この要領は、令和4年4月16日から施行する

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する

附 則

この要領は、令和6年3月4日から施行する